

令和2年度答申第94号
令和3年3月29日

諮問番号 令和2年度諮問第112号（令和3年3月3日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 労働保険料の認定決定等に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、審査請求人が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）19条1項の規定に基づき提出すべき確定保険料申告書を提出しなかつた年度の労働保険料について、同条4項の規定に基づき、その額を認定する決定（以下「本件認定決定」という。）をするとともに、徴収法21条1項の規定に基づき、その納付すべき額に係る追徴金を徴収する決定（以下「本件徴収決定」といい、本件認定決定と併せて「本件各決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求した事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 保険関係の成立とその届出

ア 徴収法2条1項は、この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）

による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称すると規定している。

イ 徴収法3条は、労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立すると規定している（なお、労災保険法6条は、適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによると規定している。）。

ウ 徴収法4条は、雇用保険法5条1項の適用事業（労働者が雇用される事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立すると規定している（なお、雇用保険法5条2項は、適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによると規定している。）。

エ 徴収法4条の2第1項は、徴収法3条及び4条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならないと規定している。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収法施行規則」という。）4条2項は、徴収法4条の2第1項の規定による届出（以下「保険関係成立届」という。）は、所轄労働基準監督署長又は公共職業安定所長に提出することによって行わなければならないと規定している。

（2）被保険者に関する届出とその確認

ア 雇用保険法7条は、事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことを厚生労働大臣に届け出なければならないと規定している。

イ 雇用保険法9条1項は、厚生労働大臣は、同法7条の規定による届出等により、又は職権で、労働者が被保険者となったことの確認を行うものとすると規定している。

ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）6条1項は、事業主は、雇用保険法7条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主

の行う適用事業に係る被保険者となったことについて、当該事実のあつた日の属する月の翌月 10 日までに、雇用保険被保険者資格取得届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないと規定している。

(3) 事業所の設置の届出

雇用保険法施行規則 141 条は、事業主は、事業所を設置したときは、事業所の名称及び所在地、事業の種類、被保険者数等を記載した届書（以下「雇用保険適用事業所設置届」という。）を、その設置の日の翌日から起算して 10 日以内に、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないと規定している。

(4) 労働保険料の納付の手続等

ア 徴収法 10 条 1 項は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収すると規定し、同条 2 項は、前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、一般保険料その他とすると規定している。

イ 徴収法 11 条 1 項は、一般保険料の額は、「賃金総額」に「一般保険料に係る保険料率」を乗じて得た額とすると規定している。

そして、上記の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額をいうとされている（徴収法 11 条 2 項）。また、上記の「一般保険料に係る保険料率」は、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては労災保険率と雇用保険率とを加えた率、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては労災保険率とするとされている（徴収法 12 条 1 項 1 号及び 2 号）。

ウ 徴収法 19 条 1 項は、事業主は、保険年度ごとに、労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書（以下「確定保険料申告書」という。）を、次の保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内に提出しなければならないと規定している。

そして、徴収法 19 条 4 項は、政府は、事業主が確定保険料申告書を提出しないときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知すると規定し、同条 5 項は、その通知を受けた事業主は、納付した労働保険料がないときは、政府の決定した労働保険料をその通知を受けた日から 15 日以内に納付しなければならないと規定している。

エ 徴収法 21 条 1 項は、政府は、事業主が、徴収法 19 条 5 項の規定に

よる労働保険料を納付しなければならない場合には、その納付すべき額に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると規定している。

オ 徹収法41条1項は、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅すると規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、審査請求人の行う医療用具及び医薬品の販売事業（以下「本件事業」という。）について、平成26年12月1日、労働者を1名雇用したが、労働保険の加入手続をしなかった。

(現在事項全部証明書)

(2) 審査請求人は、令和2年3月2日、B労働基準監督署長に対し保険関係成立届を、C公共職業安定所長に対し雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険適用事業所設置届を提出した。

(3) 処分庁は、令和2年3月13日付けで、審査請求人が徴収法19条1項の規定に基づき提出すべき確定保険料申告書を提出しなかった平成29年度の労働保険料について、同条4項の規定に基づき、その額を認定する決定（本件認定決定）をするとともに、徴収法21条1項の規定に基づき、その納付すべき額に係る追徴金を徴収する決定（本件徴収決定）をした。

(平成29年度確定保険料等認定決定通知書)

(4) 審査請求人は、令和2年6月1日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件各決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和3年3月3日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 雇用保険に係る保険関係の成立が雇用保険の適用事業に該当する前にも遡及するとすると、雇用保険被保険者がいないにもかかわらず、保険料だけを徴収することになり、余りにも不合理であり、かつ、適用事業に該当する前の状態は、著しく不安定であるといわざるを得ない。したがって、雇用保険に係る保険関係の成立は、飽くまで雇用保険の適用事業所であることが前提

とされているはずである。

審査請求人は、平成26年12月1日、労働者を1名雇用したが、労働保険の加入手続をするのを失念していた。このため、審査請求人は、令和2年3月2日、B労働基準監督署長に対し保険関係成立届を、C公共職業安定所長に対し雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険適用事業所設置届を提出したところ、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険適用事業所設置届は、被保険者資格の取得年月日及び適用事業所の設置年月日を平成30年3月2日として受理されたから、本件事業が適用事業となつたのは、同日である。

そうすると、平成30年3月1日までは、本件事業は雇用保険の適用事業とされていないから、審査請求人について雇用保険に係る保険関係は成立していない。したがって、平成29年度の労働保険料（一般保険料）のうち、平成29年4月から平成30年2月までの分については、労災保険率のみで算出すべきであるから、労災保険率及び雇用保険率とを加えた率で算出した本件認定決定及び本件認定決定を前提とした本件徴収決定のうち、雇用保険率で算出した部分の取消しを求める。

- (2) 雇用保険の適用関係及び給付についての被保険者期間と雇用保険料徴収の被保険者期間の概念が異なると考えた場合でも、雇用保険の受給に關係しない被保険者期間の保険料を徴収することは、不合理である。

第2 諒間に係る審査庁の判断

1 徴収法3条及び4条の規定により、労災保険及び雇用保険の保険関係は、適用事業の事業主について、その事業が開始された日に、事業主の意思にかかわらず、法律上当然に成立する。

2 審査請求人は、平成29年4月1日から平成30年3月1日までの間、本件事業は雇用保険の適用事業とされていないから、審査請求人について雇用保険に係る保険関係は成立していないと主張する。

しかし、審査請求人は、平成26年12月1日に本件事業について労働者を1名雇用しているから、同日、本件事業は労災保険及び雇用保険の適用事業となり、審査請求人について労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している。したがって、審査請求人の上記主張は、失当である。

3 審査請求人は、平成30年3月1日までは雇用保険に係る保険関係は成立していないから、平成29年度の労働保険料（一般保険料）のうち、平成29年4月から平成30年2月までの分については、労災保険率のみで算出すべきであると主張する。

しかし、上記2のとおり、平成26年12月1日から審査請求人について労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している以上、平成29年度の労働保険料（一般保険料）の額は、徴収法12条1項1号の規定により、労災保険率と雇用保険率とを加えた率で算出すべきである。したがって、審査請求人の上記主張は、失当である。

- 4 徴収法41条1項の規定により、労働保険料の徴収権は、時効により2年で消滅する。平成29年度の労働保険料（一般保険料）に係る申告の法定期限は、平成30年7月10日であるから、この申告に基づき生ずべき平成29年度の労働保険料（一般保険料）の徴収権の消滅時効の起算日は同月11日、完成日は令和2年7月10日である。したがって、処分庁が徴収法19条4項の規定に基づき本件認定決定をした令和2年3月13日時点では、平成29年度の労働保険料（一般保険料）の徴収権の消滅時効は、完成していない。
- 5 そうすると、本件認定決定は適正に行われているし、本件認定決定を前提とした本件徴収決定も適正に行われていると認められる。
- 6 なお、審査請求人は、雇用保険の受給に關係しない被保険者期間の保険料を徴収することは不合理であると主張する。

しかし、雇用保険法14条2項2号で規定する被保険者期間と徴収法41条1項における労働保険料の徴収期間とが一致しない場合も生じるが、これは、何ら法的に矛盾するものではない。したがって、審査請求人の上記主張は、本件各決定の取消しを求める理由とはならない。

- 7 以上によると、本件各決定は適法であり、本件審査請求は棄却すべきである。なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）	：令和2年6月1日	
	（審査庁）	：同月5日
反論書の受付	：同年10月8日	
審理員意見書の提出	：令和3年1月27日	
	（反論書の受付から約3か月半）	
本件諮問	：同年3月3日	

(本件審査請求の受付から約9か月)

(2) そうすると、本件では、反論書の受付から約3か月半を経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約9か月の期間を要している。しかし、反論書の受付後に何らかの調査が行われた形跡はうかがわれないし、審理員意見書の内容からも、その作成にこれだけの期間を要する事情があったとは考えられない。したがって、審理員意見書が速やかに作成されていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、6か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件各決定の違法性又は不当性について

(1) 徴収法4条は、雇用保険法5条1項の適用事業（労働者が雇用される事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立すると規定し（上記第1の1の(1)のウ）、これを受けた徴収法4条の2第1項が「保険関係が成立した」事業の事業主に対し保険関係成立届の提出義務を課している（上記第1の1の(1)のエ）から、これらの規定の文理解上、雇用保険に係る保険関係は適用事業が開始された日に成立することが明らかである。

なお、雇用保険法7条によれば、事業主は、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことを厚生労働大臣に届け出なければならないとされている（上記第1の1の(2)のア）が、これは、労働者が被保険者になったことについては、同法9条1項の規定により、厚生労働大臣が確認を行うこととされている（上記第1の1の(2)のイ）ことから、その前提として、事業主に対し被保険者に関する届出（雇用保険被保険者資格取得届）をすることを求めたものと解される。したがって、雇用保険被保険者資格取得届を提出したか否かは、雇用保険に係る保険関係の成立自体に影響を及ぼすものではない。

また、雇用保険法施行規則141条によれば、事業主は、事業所を設置したときは、雇用保険適用事業所設置届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないとされている（上記第1の1の(3)）が、これは、公共職業安定所において雇用保険被保険者に関する事務を円滑

に処理するためには、雇用保険適用事業所に関する情報を把握しておく必要があることから、事業主に対し雇用保険適用事業所の設置に関する届出（雇用保険適用事業所設置届）をすることを求めたものと解される。したがって、雇用保険適用事業所設置届を提出したか否かも、雇用保険に係る保険関係の成立自体に影響を及ぼすものではない。

- (2) そうすると、審査請求人は、審査請求人の行う本件事業について、平成26年12月1日、労働者を1名雇用している（上記第1の2の(1)）から、同日、本件事業は労災保険及び雇用保険の適用事業となり、本件事業の事業主である審査請求人について労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立したと認められる。

したがって、徴収法12条1項1号の規定により、平成29年度の労働保険料（一般保険料）の額を労災保険率と雇用保険率とを加えた率で算出した本件認定決定に違法又は不当な点は認められないし、徴収法21条1項の規定により、上記の率で算出した額に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収することとした本件徴収決定にも違法又は不当な点は認められない。

- (3) 審査請求人は、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険適用事業所設置届が被保険者資格の取得年月日及び適用事務所の設置年月日を平成30年3月2日として受理されたから、本件事業が適用事業となり、審査請求人について雇用保険に係る保険関係が成立したのは同日であると主張する。

しかし、上記(1)のとおり、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険適用事業所設置届を提出したか否かは、雇用保険に係る保険関係の成立自体に影響を及ぼすものではない。

また、雇用保険法9条1項による労働者が被保険者になったこと（被保険者資格の取得）の確認を過去に遡ってする場合には、その確認がされた日の2年前の日より前の期間は、基本手当の受給資格の確認等に係る被保険者期間にも、また、基本手当の所定給付日数等を決定するための基礎となる算定基礎期間にも算入されない（同法14条2項2号及び22条4項）ことから、その確認がされた日の2年前の日をもって、便宜上、被保険者資格の取得日として取り扱う運用がされている（平成22年12月28日付け職発1228号第4号厚生労働省職業安定局長通達「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の別添1（業務取扱要領20001—23600雇用保険適用関係））。そして、この場合には、雇用保険適用事業所の設置についても、被

保険者資格取得の確認がされた日の2年前の日をもって、便宜上、適用事業所の設置日として取り扱う運用がされている（令和3年3月16日付け審査庁の事務連絡（同月22日一部修正））。

そうすると、審査請求人が雇用保険被保険者資格取得の年月日及び雇用保険適用事業所の設置年月日として主張する「平成30年3月2日」は、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険適用事業所設置届が提出された「令和2年3月2日」（上記第1の2の(2)）の2年前の日であるから、「平成30年3月2日」は、上記の運用による便宜上の被保険者資格の取得日及び便宜上の適用事業所の設置日であると認められる。

したがって、審査請求人の上記主張は、審査請求人独自の主張であって、採用することができない。

(4) 審査請求人のその他の主張も、審査請求人について労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立したのは平成30年3月2日であるという審査請求人独自の主張を前提とするものであるから、いずれも採用することができない。

3　まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員 原	優
委 員 中 山	ひとみ
委 員 野 口	貴公美